

広島県教育委員会規則第二号

知事の補助職員等に対する広島県立美術館に係る教育委員会の権限の委任に関する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

広島県教育委員会

委員長 天 野 肇

知事の補助職員等に対する広島県立美術館に係る教育委員会の権限の委任に関する規則

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の七の規定に基づく知事の補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の職員に対する教育委員会の権限に属する事務の委任に関しては、別に定めるもののほか、この教育委員会規則の定めるところによる。

(委任)

第二条 広島県立美術館に関する事務（広島県立美術館管理運営規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第一号）の改正及び廃止に関する事務を除く。）のうち、広島県立美術館条例（昭和四十三年広島県条例第二十号）第四条第二項に規定する館長が行う事務にあつては職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年広島県規則第七号。以下「職の設置規則」という。）により設置される広島県立美術館の館長の職にある者に、それ以外の事務にあつては職の設置規則により設置される環境県民局の局長の職にある者（以下「環境県民局長」という。）に委任する。

(重要又は異例な事務の処理)

第三条 前条の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事務を処理するときは、環境県民局長は、あらかじめ教育委員会に協議をして、その承認を受けなければならない。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。